



AKASAKA INTERNATIONAL LAW,
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

2014年10月10日

ケニアシリーズ（1）
～はじめに～

1. 東部アフリカのゲートウェイとしての適切性

ケニアは、東アフリカ共同体（EAC）及び東南部アフリカ市場共同体（COMESA）の両方に加盟している。

2000年7月に発足したEACにおいては、域内関税の撤廃、対外共通関税の導入、域内共通の原産地規制の導入が実現されている¹。主要加盟国は、同国の他、ブルンジ、タンザニア、ルワンダ、ウガンダの1.3億人（2010年）、745億ドルの地域内GDP（2009年）を有する²。

さらに、1994年12月に発足したCOMESAにおいては、同国の他に18カ国（ブルンジ、コモロ、コンゴ、ジブチ、エジプト、エリトリア、エチオピア、リビア、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、ルワンダ、セーシェル、スーダン、スワジランド、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ等）の合計19カ国が加盟し、約5187億ドル（2011年）のGDPを有する³。同共同体は、貿易・投資、工業、農業、資源開発、運輸、通信、通貨における協力と開発の促進、域内の貿易自由化のための関税同盟、税関手続き協力、輸送行政の改善、民間部門の活性化、安全な投資環境の整備、マクロ経済及び金融政策の協調等を目的にするが、EACと比較してその動きは乏しい⁴。しかし、規模が大きいため今後の拡大が予想される。

なお、日本との関係では、租税条約はなく、国連貿易開発会議（UNCTAD）によると、ケニアは以下の国と二重課税防止協定を締結しているとのことである⁵。

カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、インド、イタリア、ノルウェー、南アフリカ、スウェーデン、英国、ザンビア。

ケニアの経済のメリット・デメリットの詳細については別の記事を参照していただくとして、日本人にとってケニアが東アフリカにおいてゲートウェイとして重要な位置を占める可能性があるかと小職が考える主要な理由を以下の通り記載する。ケニアは公用語を英語とし、面積58.3万平方キロメートル、人口4,318万人、名目GDP総額441億ドル⁶などEACでは圧倒的な存在感を有する。さらに、東アフリカ地域最大の国際港湾であるモンバサ港⁷を有する。同港はケニア貿易の拠点であるとともに、内陸国（ウガンダ、ルワンダ、ブルンジ等）にとっても物流の生命線としての重要な役割を担っている。加えて、同地域にラム港を造成したりエチオピアや南スーダンに繋げる鉄道やウガンダからナイジェリアのラゴスまで大きな幹線道路を引いたり、南スーダンから物流も確保するなど、大掛かりな物流の活性化を図る計画（LAPSSSET）も存在する⁸。アフリカの頭痛の種となっている物流の問題の解決に向けてケニアが国をあげてゲートウェイにならんとして盛り上げていく姿勢である（Kenya Vision 2030）。よって、ケニアが東アフリカ東部（EAC及びCOMESA）ではゲートウェイとして役割を果たす可能性が濃厚である。他にも多数の理由があげられると思うが、それは他の方の記事を参照して欲しい。

2. ケニアの法律について

ケニアの法律については、比較的情報開示されており調査しやすい。しかも公用語が英語なので難易度は低いと思われる。

1) ケニアの法源

ケニアの法源について裁判所法（Judicature Act）の法律が参考になる。最高裁、控訴審その他の下級裁判所の司法権は、以下の定めに従い行使しなければならない（裁判所法3条）。

A) 憲法

B) 制定法（所定の UK 法⁹⁾

C) 以上の制定法が適用されない限りで判例法、エクイティの原則、1897年8月12日にイングランドで発行された一般適用法令及び同日イングランドの裁判所で遵守されていた手続及び実務

但し、C)については、ケニアの状況等が許容し、かつ、必要と認められる場合に限り適用される。

単独又は複数の当事者が該当等する民事事件において、効力があり正義道義に反せず制定法に矛盾しない限りでアフリカ慣習法¹⁰⁾は適用される。

以上のことから、日本の投資家は、少なくとも憲法、制定法及び判例法等を検討し、場合によってアフリカ慣習法も検討する必要がある。

2) 憲法

本来であれば、日本の投資家は憲法に注意を払うことなく実務に通じた法律を知りたいと思われる。しかし、2010年8月に新憲法が採択されてから、劇的な変更がなされた。この変更は今後の投資関係にも影響を及ぼすと考えられるため、記載する。

立法権、行政権及び司法権の三権分立について、過去において閣僚は国会議員の中から選任される必要があり閣僚は国会に責任を負うこととされていた。ところが新憲法では大統領が閣僚を国会の構成員から選任することを禁止している（憲法152条）。また閣僚は大統領に対して責任を負うことになった（同法153条）。よって、立法権と行政権の権限の分立がより明確化された¹¹⁾。

国会は、下院¹²⁾（general assembly）と上院¹³⁾（senate）に分けられた（同法93条）。前者は、選挙区を代表し国家レベルでの利益を考慮するのに対し（同法95条）、後者は地方のカウンティを代表しその利益を考慮することになる（同法96条）。以上の役割に従って複数のバリエーションの手続が規定された（同法95条、96条及び109条以下）。

単一国家であることを維持（同法4条）しつつ、中央集権国家体制から地方分権制度に移行したことに伴い¹⁴⁾、一定の立法権及び行政権は47のカウンティに委譲されることになった^{15)・16)}。例えば、国会レベルでは外交関係、移民関係や知的財産関係等国レベルに関することについて割当てられ、カウンティレベルでは農業、カウンティレベルでの医療施設や薬局、カウンティレベルでの道路交通、市場・ライセンス（但し職業上の規制は除く）等幅広く権限が割当てられている（同法186条及び憲法目録4参照）。両権限は、教育、交通、医療機関、エネルギー規制など重なる部分が存在する。但し、無限定に地方分権を進めたわけではなく、両者が抵触する場合には、ケニア全体に法が適用されカウンティが実施できない事項や法律が制定する要求にそって財政管理しない場合など一定の場合に国法が優先される（同法191条）。また、割

当が無い場合、国がその役割を担うことが推定される¹⁷。地方がその役目を果たさない場合や国が規定した要求水準を遵守する財政管理をしない場合、国は関与することができ（同法 190 条）、一定の場合地方の権限を停止することもできる（同法 192 条）。

さらに重要な法律が憲法の改正に伴い、変更が予定されている（同法 261 条及び憲法目録 5）。

以上の通り、今後はより地方が外国投資家の招致対策をすることが予想される。憲法の改正により重要な法律について大幅な変更を予想され、従来の法律に依拠することは許されないと予想される。

外国人の投資については、ケニア投資庁（KIA）がワンストップの役割を果たすとするが、会社の設立後の経営については国の政策のみならずカウンティの規制にも気をとめておく必要があるとされる。より外国人の投資に前向きなカウンティを選定することが、改正前よりも重要になったのではないかと予想される。

3. まとめ

以上、東部アフリカにおけるケニアの位置づけ、法源及び憲法について記載をした。なお、当職は日本法の弁護士でありケニア法の専門家ではない。よって、以上の記載に責任を負うものではない。詳細についてはケニアにおける弁護士など専門家と協議して重要な判断をすることを勧める。

以上

赤坂国際法律会計事務所
〒104-0031
東京都中央区京橋 1-1-10
西勘本店ビル 5 階
TEL(03)3548-2702
www.ailaw.co.jp

弁護士 角田 進二

¹<http://www.jetro.go.jp/world/africa/reports/07000569>

²http://www.eac.int/index.php?option=com_content&view=article&id=1:welcome-to-eac&catid=34:body-text-area&Itemid=53

³<http://comstat.comesa.int/Documents/COMESA%20at%20a%20glance.pdf>

⁴http://www2.jiia.or.jp/pdf/resarch/H24_Regional_Integration/08-kataoka.pdf

⁵http://www.jetro.go.jp/world/africa/ke/invest_04/

⁶http://www.jetro.go.jp/world/africa/ke/basic_01/

⁷<http://www.jica.go.jp/kenya/office/activities/project/01.html>

⁸野村修一等『最後の市場アフリカ』日本実業出版社 2014 年

⁹1849 年海事犯罪法、1856 年外国裁判証拠法等が列挙されている（但し修正あり）。

¹⁰アフリカ慣習法は、慣習上の保有権が存在する土地、結婚・離婚、未婚婦女誘惑、既婚婦女誘惑、女性や子供等の身分関係上の地位、遺言が存在しない場合の相続等の請求に対して適用される場合がある（治安判事裁判所法 Magistrates' Act）。

¹¹Kenya national integrated civic education 「Understanding the constitution of Kenya」2012 年 5 月

¹²350 人から構成され、290 人は選挙区から、47 人は各カウンティから選ばれた女性、12 人は若者、障害者や労働者など特定の利益を代表する（政党が指名する）。

¹³68 人から構成され、47 人は各カウンティから選任され、16 人は政党が女性を選任することとなり、2 人は若者を代表するため男女各 1 人、2 人は障害者を代表する男女各 1 人が選任される。

¹⁴前掲注 11：140 頁

¹⁵前掲注 11：134 頁

¹⁶但し、国会は如何なる事項も規定できるとされている（同法 186 条）。

¹⁷前掲注 11：134 から 137 頁